

令和3事業年度
事業報告

(令和3年1月1日から令和3年12月31日まで)

令和3年も新型コロナウイルスが世界的に猛威を振るい、断続的に緊急事態宣言が発令されるなど、社会情勢が目まぐるしく変化する中で、中央競馬の開催は無観客等の様々な対策が取られたうえで着実に実施されたことから、中央競馬の馬主の皆様からの寄付金を計画どおりいただくことができました。

その結果、施設整備等助成事業については、予定どおり実施することができましたが、研修事業については、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、海外への派遣を延期し、国内研修は対面による集合研修からオンラインによる研修に変更しました。

こうした状況下ではありましたが、当財団は公益財団法人として社会福祉の向上と発展に寄与することを目的として、令和3事業年度は以下の事業を実施しました。

I. 事業の実施状況

1. 社会福祉事業に対し施設整備等の助成を行う事業

(1) 助成金交付枠等の通知

令和2年12月に開催した理事会及び評議員会において決定した令和3事業年度の助成金交付枠(各馬主協会及び各県共同募金会への交付枠)について、令和3年1月上旬に各馬主協会及び各県共同募金会あてに事務手続の案内とともに通知しました。

併せて、当財団のホームページにおいて、事務手続方法等を詳細かつ平易に掲載することにより、申請する社会福祉施設、受付・推薦を行う各馬主協会及び各県共同募金会、また、審査を行う当財団の事務の効率化を図りました。

なお、令和4事業年度の助成金交付枠についても、令和3年12月の理事会及び評議員会において決定しました。

(2) 助成対象事業の決定

全国の社会福祉法人等を対象に広く募集を行い、各馬主協会及び各県の共同募金会を通じて申請のあった物件について、助成金交付要綱等に基づき、また、事業計画で定めた方針に従って厳正に審査し、6月から9月までの期間において、順次助成対象事業を決定して関係各所に通知しました。

なお、令和3事業年度の概要は、以下のとおりです。

助成金：4億8,580万円（対前年比 99.3%）※含む加算額

助成件数： 379件（対前年比 100.2%）

※累計（昭和44年度～令和3年度）

助成金： 1,218億円余

助成件数： 29,009件

【表1】 交付区分別助成事業の内訳

【表2】 施設種類別助成事業の内訳

交付区分	件数	金額(千円)
馬主協会	210	278,030
共同募金会	169	207,770
合計	379	485,800

施設種類別	件数	金額(千円)
障害者(児)	188	253,600
老人	116	150,430
母子・児童	70	76,170
その他	5	5,600
合計	379	485,800

【表3】 1物件当たりの助成金平均交付額（4年間の推移）

区分	令和3年度 (件数)	令和2年度 (件数)	令和元年度 (件数)	平成30年度 (件数)
馬主協会 (10単協)	132.4万円 (210件)	135.2万円 (207件)	127.0万円 (211件)	132.5万円 (193件)
共同募金会 (38府県)	122.9万円 (169件)	122.3万円 (171件)	120.0万円 (170件)	113.3万円 (170件)
全体	128.2万円 (379件)	129.4万円 (378件)	123.9万円 (381件)	123.5万円 (363件)

【表4】 車両等に対する助成金交付額の割合（4年間の推移）

区分	令和3年度 車両割合	令和2年度 車両割合	令和元年度 車両割合	平成30年度 車両割合
馬主協会	60.9%	57.8%	67.1%	65.6%
共同募金会	68.7%	62.9%	71.5%	66.0%
全体	64.3%	60.0%	69.0%	65.8%

参考：車両台数 218台 198台 228台 213台

(3) 助成金の交付

6月以降における助成金交付決定の通知に基づいて事業を実施した法人に対し、8月から随時助成金の交付を行いました。

なお、事業の実施に当たり、入札等の結果によって事業費総額が減少した場合は、交付決定時に各法人に通知した助成金額を総額の減少と同じ比率で減額して交付しましたが、その減額分については、各馬主協会及び各県共同募金会に対する令和5年度の交付枠に加算されます。

(4) 助成事業の監査

令和3年度助成事業の監査については、平成31年度に助成した団体を対象として、全体で書類監査57件（うち実地監査20件）を選定しました。

実地監査については、令和2年度に新型コロナウイルスの感染拡大のため中止した馬主協会経由施設5協会10団体及び平成31年度の馬主協会経由施設5協会10団体の合計20団体について実施する予定でしたが、感染症防止の観点から中止し、書類監査を行いました。

書類監査の結果、各施設とも助成事業の実施内容について管理及び運用等特段の問題は見られず、また、助成物件について有効に利用されていることを確認しました。

2. 社会福祉事業関係者の研修事業に対し助成を行う事業

(1) 海外研修事業

海外研修事業については、新型コロナウイルスの感染拡大により実施を延期及び募集を中止しました。

- ① 第48回海外研修生3名の研修を延期（令和2年9月3日発表）
- ② 第49回海外研修生の募集を中止（6月8日発表）

(2) 国内研修事業

国内研修事業については、外部実施事業者への助成事業として行ってきました。

令和3年度は前年12月～1月に公募し、2月の審査の結果、当財団の目的に合致した研修を実施可能な公益財団法人社会福祉振興・試験センターを研修実施事業者として選定しましたが、新型コロナウイルス感染リスク回避のため、集合研修からオンラインによる研修会に変更し（6月1日発表）、以下に記載した2回の研修会に対して助成しました。

- ① 7月開催
対象者：高齢者施設の介護職員
期間：7月12日（月）～7月15日（木）
受講定員：49名
- ② 10月開催
対象者：障害児・者支援施設等の生活・就労・相談支援員
期間：10月18日（月）～10月21日（木）
受講定員：59名

3. 中央競馬関係者の福利厚生の上昇のための事業（福祉手当の支給）

福祉手当支給対象者（令和3年1月1日で64名、令和3年12月31日で61名）に対して支給要綱等に基づき四半期毎に適正に支給しました。

II. 総務関係

1. 会議の開催状況

理事会及び評議員会の開催状況は以下のとおりですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から12月17日開催の第7回理事会、第6回評議員会を除き、全て書面により決議されました。

(1) 理事会

開催日	主たる議案
第1回 (2月18日)	○令和2事業年度 事業報告及び決算の承認の件 ○令和3事業年度 第1回定時評議員会開催（書面表決）の件 ○特定資産（福祉厚生事業積立資産）の取崩しの件 □職務執行の状況等について（報告） ※書面表決
第2回 (5月11日)	○令和3事業年度 第2回評議員会（書面表決）の開催の件 ○評議員の欠員による後任評議員候補者推薦の件 ○副理事長及び理事の選任の件 ※書面表決
第3回 (7月28日)	○令和3事業年度 第3回評議員会（書面表決）の開催の件 ○評議員の欠員による後任評議員候補者推薦の件 ※書面表決
第4回 (9月22日)	○令和3事業年度 第4回評議員会（書面表決）の開催の件 ○評議員の欠員による後任評議員候補者推薦の件 ※書面表決
第5回 (11月5日)	○令和3事業年度 第5回評議員会（書面表決）の開催の件 ○評議員の欠員による後任評議員候補者推薦の件 ※書面表決
第6回 (11月11日)	○令和3事業年度 第6回評議員会の開催の件 ※書面表決
第7回 (12月17日)	○令和4事業年度 事業計画及び収支予算の承認の件 ○令和4事業年度 施設整備等助成金の交付枠決定の件 □職務執行状況の報告について

(2) 評議員会

開催日	主たる議案
第1回 定時 (3月12日)	○令和2事業年度 事業報告及び決算の承認の件 ※書面表決
第2回 (5月20日)	○評議員の欠員による後任者選任の件 ○副理事長及び理事の欠員による後任者選任の件 ※書面表決
第3回 (8月10日)	○評議員の欠員による後任者選任の件 ※書面表決
第4回 (10月8日)	○評議員の欠員による後任者選任の件 ※書面表決
第5回 (11月16日)	○評議員の欠員による後任者選任の件 ※書面表決
第6回 (12月17日)	○令和4事業年度 事業計画及び収支予算の承認の件 ○令和4事業年度 施設整備等助成金の交付枠決定の件

2. 役員、評議員の異動等

5月20日 第2回評議員会 ※書面表決

○評議員の選任

(退任) 西川 賢 評議員 木村一人 評議員
(新任) 大八木信行評議員 臼田雅弘 評議員

○副理事長及び理事の選任

(退任) 大八木信行 副理事長 木所康夫 理事
(新任) 西川 賢 副理事長 木村一人 理事

8月10日 第3回評議員会 ※書面表決

○評議員の選任

(退任) 矢田宏人 評議員
(新任) 竹垣 守 評議員

10月8日 第4回評議員会 ※書面表決

○評議員の選任

(退任) 斎藤 勇 評議員
(新任) 望月直哉 評議員

11月16日 第5回評議員会 ※書面表決

○評議員の選任

(退任) 風間弘次 評議員

(新任) 佐藤 肇 評議員

Ⅲ. 事業報告の附属明細書

令和3事業年度 事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当するものではありませんでしたので、附属明細書は作成いたしませんでした。